

令和 7 年度事業計画書

【公 1】 三重県知事との協定に基づいた柔道整復師の医療保険受領委任制度の適正な運用により、
県民が急性又は亜急性外傷での受療時負担を軽減するための事業

◆定款第 4 条 3 号 柔道整復師の資質向上及び指導、養成に関する事業

◆定款第 4 条 4 号 医療制度の円滑な運営に関する事業

(1) 療養費の一括申請および支給に関する事業

(2) 審査(柔道整復療養費審査委員会への協力派遣及び内部審査)及び指導

◎自主審査会を開催する

・出席可能な役員他数名により申請書の審査・点検・整備（3 時間程度）

4/8・4/17・5/8・5/15・6/6・6/19・7/8・7/17・8/6・8/21・9/8・9/18・10/7・10/16・
11/6・11/20・12/8・12/18・1/6・1/15・2/6・2/19・3/6・3/19

◎三重県国民健康保険療養費審査委員会・柔道整復施術療養費審査委員会・三重県労災保
険柔道整復師療養補償審査会等の柔道整復療養費審査委員会への協力を行う（13 時 30
分～17 時）

・三重県国民健康保険療養費審査委員会委員 2 名の派遣

4/24・5/22・6/26・7/24・8/26・9/25・10/23・11/20・12/23・1/27・2/24・3/26

・柔道整復施術療養費審査委員会委員 3 名の派遣

4/9・5/14・6/11・7/9・8/13・9/10・10/8・11/12・12/10・1/14・2/4・3/11

・三重県柔道整復療養費審査委員会面接確認委員会への協力を行う

・三重県国民健康保険療養費審査委員会面接確認委員会への協力を行う

・三重県労災保険柔道整復師療養補償審査会委員 6 名の派遣

4/10・5/8・6/12・7/10・8/7・9/11・10/9・11/13・12/11・1/8・2/12・3/12

◎医療保険制度適正化に協力する

・療養費の支給基準を購入

・療養費算定基準に基づく適正な請求

・返戻申請書に対する検証

・不正請求の撲滅

・受領委任制度における施術管理者の要件について、新たな施術管理者になる為の研修
制度における講師等の派遣

◎医療保険取扱い IT 化を推進する

・本会事務所の IT 化・制度変更によるシステムの構築

・療養費支給申請書の電子化に向けての取り組みについて

(3) 個別指導等への立会い協力派遣

・個別指導等へ協力する

(4) 保険研修会及び保険勉強会

◎保険研修会を開催する(一般公開) 9/28

・療養費の適正な取扱いの指導

◎保険勉強会を開催する(一般公開) 1/25

- ・新規開業者の療養費の取り扱いの指導
- ◎施術録記載要領指導会を開催する(一般公開) 1/25
 - ・施術録の記載方法と注意点
- ◎申請書記載要領指導会を開催する(一般公開) 1/25
 - ・申請書の記載と提出について
- ◎三重県保険集団指導会を開催する(一般公開) 9/28
 - ・公益社団法人三重県柔道整復師会が主催する保険集団指導会
 - ・三重県国民健康保険団体連合会・全国健康保険協会三重支部・健康保険組合連合会三重連合会・東海北陸厚生局三重事務所による講演指導
- ◎保険者等が開催する研修会に講師として派遣協力する
 - ・三重県健康保険団体連合会事務担当者との研修会における講師派遣
 - ・健保連・損保会社等保険者からの要請により研修会に講師を派遣する

【公2】県民の健康保持及び青少年の健全育成に関する事業

- ◆定款第4条5号 国民の医療、保健、福祉、健康保持及び青少年の健全育成と体位向上に関する事業
- ◆定款第4条6号 介護予防及び介護支援に関する事業
- ◆定款第4条7号 災害時等における医療救護活動に関する事業
- ◆定款第4条8号 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

(1) 柔道を通じた健康保持及び青少年健全育成事業

- ◎青少年の心身の健全育成をめざし柔道指導公開練習を行う 7/6・8/31・10/26
- ◎柔整師杯県下少年柔道大会・形競技会を開催する 6/15
- ◎柔整師杯東海少年柔道選手権大会・東海少年柔道形競技会に協力する 9/7
- ◎文部科学大臣杯争奪日整全国少年柔道大会・日整全国少年形競技会へ協力する 11/16

(2) 各種スポーツ大会への応援救護活動事業及び助成事業

- ◎生涯学習及び救護ボランティア活動の実施を推進する
- ◎青少年の健全育成並びに県民の健康増進を目的とする事業への助成

(3) 災害発生時等における救護活動に関する事業

- ◎災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書に伴う救護訓練の開催 9/28
- ◎災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書に伴う救急用具等の準備・備蓄

(4) 介護に関する事業

- ◎地域支援事業への協力及び勉強会を開催する 9/28
- ◎介護認定委員会への協力を行う
- ◎機能訓練指導員の育成及び健康増進のための活動を行う 9/28
- ◎介護・公共施設への協力支援を行う

【公 3】 柔道整復師の資質向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及発展に関する事業

- ◆定款第 4 条 1 号 柔道整復学の研究に関する事業
- ◆定款第 4 条 2 号 柔道整復学の普及啓発に関する事業
- ◆定款第 4 条 9 号 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 柔道整復術等に関する講習会開催事業

- ◎学術研修会を開催する(一般公開) 9/28
 - ・公益社団法人三重県柔道整復師会が主催する学術研修会
- ◎学術勉強会を開催する(一般公開) 8/24・11/9・1/25
 - ・公益社団法人三重県柔道整復師会が主催する学術勉強会
- ◎県民公開講座を開催する(一般公開) 9/28
 - ・公益社団法人三重県柔道整復師会が主催する県民公開講座を開催する(一般公開)

(2) 公益社団法人日本柔道整復師会主催学会や日本柔道整復接骨医学会への派遣事業

- ◎公益社団法人日本柔道整復師会 東海学術大会静岡大会に協力する 11/22・23
- ◎日本柔道整復接骨医学会へ協力し柔道整復学の構築を推進する

(3) 広告・普及活動事業

- ◎学会誌を作成する
 - ・公益社団法人三重県柔道整復師会の学会誌を作成する
- ◎広報誌及びホームページを通じて柔道整復学の普及啓発に努める

【共益】

- ◆定款第 4 条 8 号 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
 - ・日整グループ保険への加入
 - ・柔道整復師責任賠償保険の加入促進
 - ・柔道整復師所得補償保険の加入促進
 - ・柔道整復師国民年金基金の加入促進
- ◆定款第 4 条 9 号 その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - ・会員名簿の発行
 - ・各種スポーツ団体へ賛助する
 - ・三柔整チャリティーゴルフ大会の開催
 - ・広報誌の発刊 3/25
 - ・ホームページ維持管理
 - ・関係行政・団体との意見交歓会
 - ・事務電算化事業を推進する

【収益】

- ◆公益社団法人三重県柔道整復師会会費規程第 4 条
- ◆事務委託収益
- ◆受取家賃収益